

2017年（平成29年）10月12日

都道府県小児科医会会長各位

公益社団法人 日本小児科医会

公衆衛生委員会担当理事 峯 真人

インフルエンザワクチンの供給量と供給時期についての注意喚起

厚生労働省は9月15日に発出した「季節性インフルエンザワクチンの供給量に関する通知」において、今シーズン使用するワクチンの製造予定量が昨年度使用量を下回っていることから、例年以上に効率的にワクチンを使用することを要請しており、この通知を受けて日本医師会も9月21日、都道府県医師会の感染症危機管理担当理事宛に事務連絡を発出し、医療機関などへの周知を呼びかけています。

7月31日時点における製造見込み量は約2528万本（1mLを1本に換算）で、昨年度の使用量である2642万本を下回っている状況です。

これを受け13歳以上の者がワクチン接種を受ける際に、医師が特に必要と認め場合を除き、接種回数を原則1回にすることを求めています。また1本に数回分の薬液量がある製品で、同一バイアルから複数回の使用が可能とされている製品については、ワクチンの取扱い上の注意等に留意した上で、当日中（24時間内）に全て使用するなどの注意事項に配慮しつつ、効率的に使用するよう求めています。

さらにワクチンが医療機関に届く時期についても、例年より遅れることが予想されており、最後の5回目の検定（12月前半予定）で合格したワクチンが医療機関に届くのは12月19日ごろになりそうです。その量は全体のおよそ25%に相当するとされております。高齢者のインフルエンザ定期接種の実施期間を12月末までとしている自治体においては、祝祭日および年末年始の休暇などを考慮した場合、未接種が出てくることも懸念され、供給状況を分析・検討したうえで、実施期間を延長するなどの柔軟な対応をとっていただくよう自治体と話し合いをされておかれることをお勧めします。